

○盛岡・紫波地区環境施設組合職員の職の設置に関する規則

平成14年3月7日規則第2号
改正 平成19年3月30日規則第13号
平成21年2月20日規則第1号
平成27年3月23日規則第4号
平成28年3月28日規則第2号
令和2年3月30日規則第4号
令和2年10月28日規則第7号

盛岡・紫波地区環境施設組合職員の職の設置に関する規則（昭和58年盛岡・紫波地区環境施設組合規則第3号）の全部を次のように改正する。

（目的）

第1条 この規則は、法令に特別の定めのあるもののほか、管理者の事務部局に置く職員（非常勤の職員を除く。）の職の設置に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（職）

第2条 事務部局に次に掲げる職を置く。

（1） 事務局長、技監、事務局次長、所長、係長、主任主査及び主査

（2） 主事及び技師

2 前項第1号に掲げる職のうち事務局長については、矢巾町の関係職員のうちから長との協議により兼任させることができる。

3 第1項第2号の職に主任を置くことができる。

4 第1項第2号に規定する職は、組織の必要に応じ置くものとし、その職にある職員は、上司の命を受け、事務又は技術をつかさどる。

（職務等）

第3条 前条第1項第1号に規定する職の設置区分及び職務は、別に定める。

附 則（平成14年3月7日規則第2号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第13号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年2月20日規則第1号）

この規則は、平成21年3月1日から施行する。

附 則（平成27年3月23日規則第4号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月28日規則第2号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月30日規則第4号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年10月28日規則第7号）

この規則は、令和2年10月28日から施行する。